

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っております
5. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しております。
6. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じています。
7. 上記の体制により令和8年6月より、初診料の算定時に月1回に限り4点を算定します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。

さむの整形外科医院 院長 寒野龍弘